

# 平成27年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや事故を対象とした制度です。

※ 平成27年4月1日午後4時00分～平成28年4月1日午後4時00分に発生した事故が対象です。また、年度によって補償内容等が変更となる場合がありますので、毎年必ずご確認ください。

## 特徴1 保険料は不要です。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

## 特徴2 事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。

日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。横浜市と保険会社が審査を行い、横浜市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法や手続きに必要な書類については、最後のページに記載しています。

## 対象となる方

もっぱら市内でボランティア活動を行っている方。

## 対象となるボランティア活動

次の4つの要件を全て満たす活動です。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除きます。）
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある活動

※ 保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

※ 対象となるボランティア活動の例は中面に記載しています。

## 【事故の例】

- ・ 高齢者宅への配食活動でのお弁当の調理中にやけどをした。
- ・ 地域住民で行う子どもの登下校の見守り活動中、転倒してケガをした。
- ・ 自治会町内会の定例の役員会へ自転車で向かう途中、転倒してケガをした。
- ・ 地域住民で行う公園の草刈り中、草刈り機で小石をはね、停めてあった他人の車に傷をつけた。



事故を防止することが大切です。他の保険への自主的な加入など、事故に対する備えや対策、注意喚起を心がけましょう！

## 対象となるボランティア活動の例

\* ボランティア活動中に起きた、地震、噴火又は津波による事故は対象外です。

1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、通園・送迎の介助 等
2	高齢者・障がい児・者等への援護活動	高齢者給食活動、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動等	道路・公園・河川などの不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	防災訓練の運営・指導・準備 ※1、地域防災拠点の運営、避難所での配食活動、防犯パトロール、登下校時の児童の見守り 等
7	交通安全活動	違法駐車追放、自転車等放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善、害虫等駆除 等
9	スポーツ活動の指導、審判、企画・運営 ※1 ※2	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導、企画・運営 ※1	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	自治会町内会等の運営 ※1	自治会町内会・老人クラブ・子ども会の運営、区民会議等の運営 等
12	市（区）主催・共催事業の企画・運営 ※1 ※3	区民まつり、講演会、展示会等の企画・運営 等

※1 防災訓練や行事・催し物への参加者、競技への出場者は対象外です。

※2 ボランティア活動者であっても競技参加中の事故は対象外です。

※3 非常勤特別職の地方公務員（例：民生委員・児童委員、スポーツ推進委員 等）としての活動は対象外です。

## 【対象とならない活動の例】

- (1) 勤務中の活動や職業に従事しているときの活動
- (2) 学校管理下での活動（例：授業の一環で川の清掃を行う生徒及びそれを指導する地域の方）
- (3) 単位取得や学習のために行う活動（例：学校の宿題として課されたボランティア活動）
- (4) 突発的な人命救助、一時的な善意の行為（例：通勤途中に突然倒れた人を助ける行為、一時的な手伝い）
- (5) 親睦が目的のレクリエーション活動、サークル活動（例：団体の親睦会）
- (6) 互助的な活動（例：団地の敷地内の清掃、PTA 活動、共有財産の管理、自助グループの活動）
- (7) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (8) 政治、宗教、営利に関わる活動
- (9) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動（賠償責任事故のみ対象となります。）

## 対象となる事故・補償金額

### 賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合**に保険金が支払われます（**道義上の責任のみでは支払対象となりません**）。**免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。**

区分	保険金額（限度額）	自己負担額	内容	事故の例
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合	高齢者施設での配膳中、誤ってお茶をこぼして火傷をさせた。
財物賠償	1事故 500万円	5,000円	他人の財物に損害を与えた場合	活動場所へ自転車で向かう途中、駐車していた車にぶつかり傷をつけた。
保管物賠償	1事故 500万円	5,000円	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合	地域で文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かった出展作品が落下して壊れた。

### 傷害事故

ボランティア活動中に発生した**急激かつ偶然な外来事故**によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。

区分	保険金額	内容	事故の例
死亡	1名 1,000万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合	道路を清掃活動中、車にはねられて死亡した。
後遺障害	1名 40～1,000万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	土手の草刈り中、下方へ転げ落ち、運動障害が残った。
入院	1日 3,500円 (180日限度)	※実際にかかった費用ではなく、日数で計算されます。 傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合	防犯パトロール中に転倒して骨折し、治療のため入院と通院をした。
通院	1日 2,500円 (90日限度)		

※公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（一部軽微な手術を除きます）を受けたとき、入院中の手術は35,000円、外来の手術は17,500円の手術保険金が支払われます。

### 【対象とならない事故の例】

賠償責任・傷害事故 共通	
・地震、噴火又は津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 など	
賠償責任事故	傷害事故
・活動者が所有・使用・管理する自動車等(※)による事故 ・故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・荒天による損害事故 (※) 自動車または原動機付自転車	・くも膜下出血、脳梗塞などの脳疾患や疾病によるもの ・細菌性食中毒 ・熱中症 ・むち打ち症や腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的 他覚所見がないもの ・重大な過失による事故 ・自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故 など

※ 活動者の持ち物が壊れた場合の修理代などは補償の対象外です。

※ 同居の親族に対する賠償は対象外です。

## 事故が起こった後の手続き方法

### ① 区役所への連絡

事故が発生した場合は、**30日以内**に、お住い又は日ごろ活動を行っている区の区役所総務課庶務係までご連絡ください。手続き方法についてご説明いたします。ご連絡いただく主な項目は、  
(1) 活動者の氏名、住所、連絡先 (2) ボランティア活動内容 (3) 事故が発生した日時、場所  
(4) 事故の状況 (5) ケガの程度(部位、症状)などです。

### ② 区役所に「横浜市市民活動保険事故報告書」及び活動が確認できる書類の提出

区役所から申請書類「横浜市市民活動保険事故報告書」をお渡しします。必要事項を記入し、ボランティア活動の内容が確認できる書類(※)を添付して区役所総務課庶務係へ提出してください。事故について客観性を確保するため、市民活動保険事故報告書には、事故を証明できるご家族以外の第三者の方のお名前やご住所を記載していただきます。

これらの書類は、市民活動保険事故報告書を受け取った日から**14日以内**に提出してください。

※事故当日のボランティア活動の内容が確認できる書類の例

- (1) 団体の規約 (2) 活動者であることがわかる名簿、当番表、登録票 など
- (3) 活動のスケジュール表 (4) 行事のチラシ
- (5) (活動場所への往復時の事故の場合) 経路がわかる地図 など

市(区)が、横浜市市民活動保険の**対象となる活動であると認める場合**には、保険会社からボランティア活動者へ保険金の請求に必要な書類をお送りします。

### ③ 保険会社に保険金の請求書を提出

- 賠償責任事故の場合は、被害者との間で示談が成立した時、又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出してください。
- 傷害事故の場合は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、又は事故発生日から180日を経過した時に提出してください。

保険会社が横浜市市民活動保険の**対象となる事故であると認める場合**には、保険金が支払われます。

### ④ 保険金の受領

## 事故発生時のご連絡先・お問合わせ先・書類提出先

(市外局番 045)

青葉区 総務課	978-2212	港南区 総務課	847-8305	戸塚区 総務課	866-8308
旭区 総務課	954-6006	港北区 総務課	540-2206	中区 総務課	224-8113
泉区 総務課	800-2311	栄区 総務課	894-8430	西区 総務課	320-8308
磯子区 総務課	750-2311	瀬谷区 総務課	367-5612	保土ケ谷区 総務課	334-6203
神奈川区 総務課	411-7008	都筑区 総務課	948-2212	緑区 総務課	930-2206
金沢区 総務課	788-7705	鶴見区 総務課	510-1655	南区 総務課	743-8107

### 横浜市市民局地域活動推進課

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 / 電話：045-671-3625 / ファックス：045-664-0734

Eメール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

ホームページ：横浜市ホームページ サイト内検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/hoken/>